

大気汚染医療費助成被認定者 様

東京都保健医療局健康安全部
環境保健事業担当課長
(公印省略)

保険証廃止に伴う「大気汚染医療費助成制度」の更新等の対応について

法律の改正に伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、従来の健康保険証が廃止されます。

大気汚染医療費助成制度においては、健康保険等への加入が要件となっているため、更新の際に保険証の写しをご提出いただいているところですが、保険証廃止後は、別紙書類により健康保険等への加入を確認させていただきますので、お知らせいたします。

医療保険者（※ 1）から送付される書類（※ 2）により申請される場合は、更新時まで保管いただけますようお願いいたします。

なお、本通知は、既に資格を喪失された方、更新の対象外となる方にも送付される場合があります。ご了承ください。

※ 1 医療保険を運営している団体。具体的には、国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険。

※ 2 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」

【大気汚染医療助成制度の問い合わせ先】

東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課
電話 03-5320-4491

【更新の手続き先】

お住まいの区市町村の大気汚染医療費助成制度担当窓口

【マイナンバーカードについてのお問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル
電話 0120-95-0178

【医療保険に関すること（健康保険証、資格確認書等の発行等）】

ご加入の医療保険の担当窓口

国民健康保険-お住まいの区市町村又は各国保組合
後期高齢者医療制度-後期高齢者医療連合又はお住まいの区市町村
被用者保険-お勤め先